



草加八潮消防組合監査委員告示第3号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施した随時監査の結果に関する報告
を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月5日

草加八潮消防組合監査委員 中 村 幸 彦

草加八潮消防組合監査委員 佐 藤 利 器

1 監査対象所属

全所属

2 監査の対象事務

令和5年度及び令和6年度に執行された財務に関する事務のうち、見積書の提出期限について。

なお、令和6年3月1日から令和6年5月31日までに締結した随意契約。

※ 当該随時監査は、令和5年度定例監査において、事務の一部に指摘事項を発見したことにより、実施したものです。

3 監査期間

令和6年4月15日（月）から令和6年7月1日（月）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加八潮消防組合監査基準第10条並びに草加八潮消防組合監査事務処理要領第5条及び第6条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「草加市監査委員事務局財務事務監査の着眼点」を準用するものとししました。

6 監査結果

地方公共団体の契約の方法は、機会均等性、公正性、競争性、経済性及び透明性の確保を図る必要性から一般競争入札を原則としていますが、地方自治法施行令に定めた内容に該当する場合に限り、随意契約等が認められています。この場合であっても、複数の者から見積書を徴すること等により、できる限り機会均等などの原則に沿った取組が求められているところです。

草加八潮消防組合契約規則においては、競争性を働かせるため、「管理者は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、管理者がその契約の性質又は目的によりその必要がないと認めたときは、この限りでない。」と規定されております。

随意契約の場合には、見積書の提出をもって申込み、契約の相手方の決定をもって承諾と解されていることから、提出期限を超過したものは、見積合わせ及び予定価格との対査の対象外となります。

今回の随時監査は、令和5年度の定例監査において、事務の一部に指摘事項を発

見したことに伴い、「見積書の提出期限について」を全所属を対象として実施したものです。

具体的には、令和5年度及び令和6年度に執行された財務に関する事務のうち、令和6年3月1日から令和6年5月31日までに締結した随意契約を対象とし監査を実施したところ、次表の所属別集計表のとおり適正に執行されていると認められました。

また、執行機関においては、定例監査における指摘事項の再発防止を目的として、「契約事務チェックシート」を更新し、適正な事務手続の執行に努めていることを確認しました。

所属別集計表

【単位：件】

区 分 所 属		随意契約件数				
		見積書の提出期限内における収受				
		令和5年度		令和6年度		
		適 正	不適正	適 正	不適正	
企 画 課		2			2	
総 務 課		4			4	
予 防 課		2			2	
警 防 課		5	1		4	
情報指令課		6			6	
草 加 消防署	管 理 課	10	1		9	
	消防第1課・第2課	14	2		12	
	西 分 署	11	1		10	
	青 柳 分 署	5	1		4	
	北 分 署	6	1		5	
	谷塚ステーション	3			3	
八 潮 消防署	管 理 課	10	1		9	
	消防第1課・第2課	24	5		19	
契約担当（各所属依頼分）		33	3		30	
合 計		135	16		119	